

Ⅲ 砂糖関係業務

1 輸入指定糖関係各種指標

(1) 指定糖調整率及び二次調整金

平成25砂糖年度に適用される砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下、「価格調整法」という。）第9条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（指定糖調整率）及び同法第24条第1項の農林水産大臣が定める額（二次調整金）は、平成25年9月27日に次のように告示された。

○指定糖調整率 100分の37.00（100分の37.00）

○二次調整金 1,000キログラムにつき 25,716円（26,417円）

注：（ ）内は平成24砂糖年度の数値である。

(2) 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入に係る指定糖の機構買入価格は、価格調整法第7条に基づき輸入申告の時に適用される平均輸入価格とされており、粗糖の平均輸入価格は、同法第6条及び同法施行令第7条及び第8条の規定に基づき、次の算定式に沿って、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、次のように告示された。（表17）

平均輸入価格

適用期間の初日前10日 から遡って過去90日間のNY粗糖先物 価格の平均額	+	産地→日本 運賃、保険料、糖度調整、 輸入諸掛り、プレミアム等	=	平均輸入価格
---	---	---------------------------------------	---	--------

- ・適用期間 平成25年4月1日から6月30日まで
1,000キログラムにつき 47,890円（平成25年3月29日告示）
- ・適用期間 平成25年7月1日から9月30日まで
1,000キログラムにつき 49,370円（平成25年6月28日告示）
- ・適用期間 平成25年10月1日から12月31日まで
1,000キログラムにつき 48,360円（平成25年9月27日告示）
- ・適用期間 平成26年1月1日から3月31日まで
1,000キログラムにつき 49,920円（平成25年12月27日告示）

(3) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第9条第1項第1号により、砂糖調整基準価格とその輸入申告の時に適用される平均輸入価格をもとに、指定糖調整率及び同号ハの農林水産大臣が定める額（指定糖調整金軽減額）を用いて3か月ごとに算定された。（表17）

(4) 指定糖調整金軽減額

指定糖調整金軽減額は3か月ごとに定められ、次のように告示された。（表17）

- ・適用期間 平成25年4月1日から6月30日まで
1,000キログラムにつき 0円（平成25年3月29日告示）
- ・適用期間 平成25年7月1日から9月30日まで
1,000キログラムにつき 0円（平成25年6月28日告示）

- ・適用期間 平成25年10月1日から12月31日まで
1,000キログラムにつき 0円（平成25年9月27日告示）
- ・適用期間 平成26年1月1日から3月31日まで
1,000キログラムにつき 0円（平成25年12月27日告示）

表17 指定糖の平均輸入価格、売戻価格及び売買差額等の推移

(単位：円/トン)

区 分		NY11の平均値		平均輸入 価格 (買入価格)	法律第9条 に基づく 調整金	農林水産 大臣の定める 軽減額	売買差額 (調整金)	売戻価格
		90日間の 平均 (セント/ポンド)	円換算 (円/トン)					
年	四半期							
平成25年	4～6月	18.54	37,858	47,890	38,965	0	38,965	86,855
	7～9月	17.21	37,749	49,370	38,417	0	38,417	87,787
	10～12月	16.64	36,648	48,360	38,791	0	38,791	87,151
平成26年	1～3月	17.79	39,499	49,920	38,214	0	38,214	88,134

注：価格調整法第24条第1項の規定に該当する場合は、表中の売戻価格に、25年4～9月（平成24砂糖年度）は26,417円、25年10月～26年3月（平成25砂糖年度）は25,716円が二次調整金分として加算される。

2 異性化糖関係各種指標

(1) 異性化糖調整基準価格、異性化糖調整率及び二次調整金

平成25砂糖年度に適用される価格調整法第11条第1項の異性化糖調整基準価格、同法第15条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（異性化糖調整率）及び同法第25条第1項第1号の農林水産大臣が定める額（異性化糖二次調整金）は、平成25年9月27日に次のように告示された。

- ・異性化糖調整基準価格 1,000キログラムにつき171,686円（171,633円）
- ・異性化糖調整率 100分の15.06（100分の15.06）
- ・異性化糖二次調整金 1,000キログラムにつき1,547円（503円）

注：（ ）内は平成24砂糖年度の数値である。

(2) 機構買入価格（平均供給価格）

異性化糖に係る機構買入価格は、国内産異性化糖にあつては、価格調整法第13条第1項に基づき、当該異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均供給価格、輸入異性化糖にあつては、同条第2項に基づき、当該異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格とされており、同法第12条及び同法施行令第21条及び第22条の規定に基づき、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、次のように告示された。（表18）

- ・適用期間 平成25年4月1日から6月30日まで
1,000キログラムにつき137,781円（平成25年3月29日告示）
- ・適用期間 平成25年7月1日から9月30日まで
1,000キログラムにつき139,283円（平成25年6月28日告示）

- ・適用期間 平成25年10月1日から12月31日まで
1,000キログラムにつき135,503円（平成25年9月27日告示）
- ・適用期間 平成26年1月1日から3月31日まで
1,000キログラムにつき130,841円（平成25年12月27日告示）

(3) 異性化糖標準価格

異性化糖標準価格は、価格調整法第11条第1項の規定に基づき、輸入に係る粗糖についての機構売戻価格を同法施行令第16条に定める算式によって、標準異性化糖の価格に換算して3か月ごとに農林水産大臣により定められ、次のように告示された。（表18）

- ・適用期間 平成25年4月1日から6月30日まで
1,000キログラムにつき111,731円（平成25年3月29日告示）
- ・適用期間 平成25年7月1日から9月30日まで
1,000キログラムにつき112,623円（平成25年6月28日告示）
- ・適用期間 平成25年10月1日から12月31日まで
1,000キログラムにつき111,951円（平成25年9月27日告示）
- ・適用期間 平成26年1月1日から3月31日まで
1,000キログラムにつき112,602円（平成25年12月27日告示）

表18 異性化糖の平均供給価格、売戻価格及び異性化糖標準価格等の推移

(単位：円/トン)

年度・期間		区分	平均供給価格 (買入価格)	売戻価格	売買差額単価 (調整金単価)	標準価格
平成 25 事業 年度	平成 24 砂糖 年度	平成25年4～6月	137,781	—	—	111,731
		7～9月	139,283	—	—	112,623
	平成 25 砂糖 年度	10～12月	135,503	—	—	111,951
		平成26年1～3月	130,841	—	—	112,602

注1：価格は、標準異性化糖についての価格であり、すべて消費税込の価格である。

2：平成25事業年度は、平均供給価格が標準価格を上回ったため売戻は行われなかった。

3：法第25条第1項第1号の規定に該当する場合の売戻価格は、表中の売戻価格に次の額が異性化糖二次調整金分として加算される。

平成25年4～9月…503円、平成25年10月～平成26年3月…1,547円

(4) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第15条第1項により、異性化糖調整基準価格と国内産異性化糖にあつてはその移出の時に、輸入異性化糖にあつてはその輸出申告の時に適用される異性化糖平均供給価格をもとに、異性化糖調整率を用いて3か月ごとに算定されることとなっている。

なお、価格調整法第11条第1項ただし書きの規定により、異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を超える場合は、異性化糖の機構への売渡し義務がないこととされており、平成25事業年度においては全期間を通じて同規定が適用されたため、機構売戻価格は算定されなかった。

3 輸入指定糖に関する業務

(1) 概要

平成25事業年度においては、全期間を通じて平均輸入価格が砂糖調整基準価格を下回ったため、価格調整法第5条の規定に基づき売買が行われた。

ア 粗糖の売買

粗糖の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は135万8,823トン(965件)、売買差額は557億2818万円、条件付きのものの売買契約数量は6,107トン(134件)であった。

イ 粗糖以外の売買

粗糖以外の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は1万588トン(1,128件)、売買差額は3億6344万7千円、条件付きのものの売買契約数量は2,272トン(11件)であった。

(2) 売買契約実績

ア 粗糖

(単位：キログラム・円)

区分 年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		
	件数	数 量	件数	数 量	件数	数 量	売買差額(調整金)
平成25年4月	92	108,308,458	12	567,149	80	107,741,309	4,198,247,839
5月	79	119,241,063	7	299,221	72	118,941,842	4,661,009,802
6月	113	126,826,933	15	606,981	98	126,219,952	5,616,922,645
7月	108	152,568,524	15	797,772	93	151,770,752	5,883,680,008
8月	68	98,562,077	6	220,248	62	98,341,829	3,778,212,470
9月	104	128,726,298	13	481,588	91	128,244,710	5,531,847,149
10月	95	137,750,856	9	370,677	86	137,380,179	5,329,146,829
11月	89	133,879,446	13	643,766	76	133,235,680	5,169,017,488
12月	108	138,617,824	14	800,004	94	137,817,820	6,538,856,236
平成26年1月	77	75,656,666	7	254,251	70	75,402,415	2,881,551,721
2月	69	59,037,003	13	620,311	56	58,416,692	2,344,102,519
3月	97	85,755,281	10	445,236	87	85,310,045	3,795,582,018
合 計	1,099	1,364,930,429	134	6,107,204	965	1,358,823,225	55,728,176,724

イ 粗糖以外

(単位:キログラム・円)

区分 年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		
	件 数	数 量	件 数	数 量	件 数	数 量	売買差額 (調整金)
平成25年 4月	97	1,192,964	0	0	97	1,192,964	34,909,344
5月	127	1,277,318	1	216,360	126	1,060,958	39,574,727
6月	87	1,196,463	2	432,342	85	764,121	30,016,278
7月	97	1,249,144	0	0	97	1,249,144	39,032,019
8月	94	1,484,036	2	432,405	92	1,051,631	36,696,947
9月	97	1,058,978	1	216,027	96	842,951	34,288,520
10月	96	942,296	1	216,450	95	725,846	21,004,876
11月	108	844,034	1	108,177	107	735,857	24,672,338
12月	90	592,941	0	0	90	592,941	25,529,799
平成26年 1月	88	1,017,824	1	216,999	87	800,825	21,896,173
2月	79	779,503	1	216,693	78	562,810	20,284,839
3月	79	1,224,738	1	216,648	78	1,008,090	35,540,918
合 計	1,139	12,860,239	11	2,272,101	1,128	10,588,138	363,446,778

4 異性化糖に関する業務

(1) 概要

平成25事業年度においては、全期間を通じて異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を上回ったため、価格調整法第11条第1項ただし書の規定に基づき異性化糖の売買は行われなかった。